

## 淀川水系流域委員会 第7回環境・利用部会（2003.10.15開催）結果概要

03.12.4 庶務作成

開催日時：2003年10月15日（水） 13:00～16:50

場 所：天満研修センター 9階 イベントホール

参加者数：委員21名 他部会委員1名 河川管理者13名 一般傍聴者77名

### 1 決定事項

- ・部会とりまとめについては、本日の議論を踏まえて修正し、部会委員に送付して再度意見を求めた後、部会長、部会長代理一任で確定する。

### 2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

中村部会長代理より、資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ（案）」についての説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な説明と意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から意見が出された。主な意見は「3 主な説明と意見」を参照。

### 3 主な意見

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

中村部会長代理より、資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ（案）」についての説明が行われた後、意見交換が行われた。

<主な意見>

「1.基本的な考え方」について

- ・とりまとめ案では、漁業を一つの生業として捉えるにとどまっている。しかし、漁獲量は生態系の一つの指標とも言えるので、漁業を生態系のモニタリングの1つの指標として活用する、といったことも記述してはどうか。
- ・漁業の部分については、環境利用部会でもきっちりと押えておく必要がある。「河川環境への配慮が」とあるが、これでは表現が弱い。適正な表現に修正すべきだ。

「2.自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」について

<保全、保全事業の定義>について

- ・「保全」「保存」「回復」の具体的な中身がよくわからない。また、ここで提案している河川管理者を含む関係者が追及すべき「新しい『保全・整備』のあり方」の内容もよくわからない。

「保存」は自然のままに残っており、今後も全く人間の手を加えずに保護しなければならない場所、「保全」はある程度人の手が入っている場所、「回復」は自然環境が非常に劣化した場所に対する環境保全のあり方として定義している。この3種類の環境保全が互いに関係しあう自然保護が「新しい『保全・整備』のあり方」

であるのご理解いただきたい。環境保全も場所ごとの状態に応じて対応を変える必要がある、というのが基本的考えにある。

河川管理者が用いている「保全」「修復」等の文言と、環境利用部会のとりまとめ（案）で述べている「保全」「修復」等の考えがどのように違い、それを踏まえて河川管理者は実際にどのように整備をしていくべきなのかを説明しておく必要がある。

- ・自然生態系保護に関する用語の定義や概念が基本となることは理解できるが、生態学では、同じ現象でも場所特異性の問題で桂川と琵琶湖では全く違うなどの問題が出てくるのではないかと。「生態学的な法則並びに経験則」等、少し記述に柔軟性を持たせた方がよいのではないかと。

とりまとめでは、自然保護には色々なやり方があるということわかりやすく書いた方がよい。

全体的にわかりやすい表現や文章に改めて、一般の方や中学生にも理解できるような内容にすべき。

- ・この項では、生態学的な概念が述べられており、それは河川生態系の概念とは必ずしも一致しない。したがって、委員の合意が得られないのであれば、「2.自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」を全文修正するか、全文削除してはどうか。

前回の環境・利用部会で河川管理者から、自然生態系回復のために具体的な目標を立てることと順応的な手法は矛盾するのではないかと、との質問が出された。その返答として、この項では、それらは矛盾するものではなく、目標を立てることと順応的な手法は矛盾するものではないということを確認したかった。

この章では、非常に重要な「目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的対応」について具体的に書かれているので、必ずしも「2.自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」の全文を削除する必要はない。＜保全、保全事業の定義＞の部分だけを削除すれば、よりわかりやすい内容になるのではないかと。

- ・河川管理者の考える「保全」「再生」の定義を教えてください。

基礎原案では、次のような使い分けをしている。「修復」は、河川形状に関わるものについて使用している。「保全・再生」については、河川管理者は生態系そのものを保全・再生できる立場にはないという考え方から、生態系を直接保全・再生する施策ではなく、生物の生息環境や生育環境を整備する事業と取りあげ、使用している。例えばワンドや干潟に対して「保全」を使っている場合は、原則として良好なものはそのまま残すという意味であり、現在もワンドやタマリが残っているが過去に比べ劣化しているものについては、より良くするというプラスアルファの要素も含めて「保全」を用いている。一方、「保全・再生」は、すでになくなってしまったワンドや干潟を元に戻し、生物の生息・生育する場を整備するという観点もある場合に用いている。（河川管理者）

保全や再生に関して、委員と河川管理者では認識が違っている。一般市民の立場に立てば、河川管理者の考え方が理解しやすいのではないかと。

河川管理者に対して、基礎原案にある保全・修復の概念が間違いであると指摘することも、委員会の仕事である。私たち委員は、正しい生態系の概念を示さなくてはならない。

<目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的対応>について

- ・下線部の「生態系の構造を詳しくマッピングした地理情報システム（GIS）」に関する記述は難しい。見ればわかる琵琶湖淀川水系の図として、「水系・流域別環境資源目録マップ」のサンプルを添付してはどうか。また、活断層や地質情報等を記載しておけば、堤防強化等を検討する際に役立つだろう。

こういうものはスタティックなデータなので、きちんと更新され、目録マップでも時系列で変化することが分かるようにされていればより分かりやすいと思う  
( 部会長 )

- ・基礎原案には、モニタリングとフィードバックの中身や仕組みが書かれていないので、部会とりまとめの中で、ある程度は具体的に示しておく必要がある。ただし、どこまで具体的に書けばいいのか、どこまで踏み込めばいいのかについては、これから検討してきたい。まずは、趣旨がわかりやすく伝わるように、第2パラグラフ、第3パラグラフを半分程度までコンパクトにしたい。
- ・最終パラグラフの「『河川環境自然再生化計画』を全体計画のなかに、適切に位置付ける」について具体的に示してほしい。「全体計画」とは河川整備計画を指しているのか、各計画の内容を教えて頂きたい。(河川管理者)

河川環境自然再生化計画については、部会とりまとめでは、「河川環境自然再生化計画」の個別技術的なことを記述する必要はなく、具体的な計画として熟度を増すような方向を述べることでいいのではないかと。

「河川環境自然再生化計画」の趣旨は、1960年前半の河川環境を回復の目標とするならば、河川流域全体の視野に立った事業の展開が必要である、というものである。

この部分については、わかりやすい表現に修正するか、全文削除も視野に入れて検討したい。(部会長)

とりまとめとして残すのであれば、「河川環境自然再生化計画」の中身と、「全体計画」が何なのかを明らかにして頂きたい。(河川管理者)

「3.河川環境の統合的管理システムの構築」について

- ・水質だけでなく治水や利水なども含めた流域全体に関わる問題について、各省庁に分散する権限を調整・集約するシステムが必要ではないか。基礎原案に書かれている各種の協議会では、各省庁間の微調整はできても、より根本的な調整はできないだろう。コンソーシアムのようなかたちでNPO等が参画して、各省庁間をつないでいく必要がある。

ヨーロッパでは、治水・利水・環境を含めた総合的リバーオーソリティが機能している。河川整備計画は20~30年後を見据えて策定されるので、こうしたヨーロッパのリバーオーソリティのような方向を目指すべきだ。

- ・「河川環境の統合的管理システムの構築」には試行的意味合いも含まれる。したがって、柔軟な意味を持たせる意味でも、この章のタイトルを「3. 河川環境の統合的管理システムの構築を目指して」にトーンダウンしてはどうか。
- ・基礎原案では「自治体や他省庁等と相互に連携した総合的な取り組みを検討する。また、連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する」としている。部会の意見としては、これ以外にも、統合的管理システムを構築していくための新たな組織を作る必要があるということなのか、これで

は不十分なので内容をもっと充実させるべきだということなのか。わかりやすい文章に修正して欲しい。(河川管理者)

流域全体の状況を把握して、その情報を集約、公表、共有する場が必要だが、今すぐに実現するのは難しいので、今後の方向性として、そういった場を組織することを目指して検討していくべき、というのがとりまとめの趣旨である。

- ・連携する機関は自治体や他省庁だけでなく、各分野の専門家や地域住民も含まれることを明示すべき。

「4.利用をめぐる河川整備の方針」について

- ・<河川に関わる環境教育>の項は、適切ではない表現があるので、語句の修正を中心に修正したい。
- ・<漁業>の項には、琵琶湖総合開発事業と水位操作基準の改定による影響について別紙で意見をまとめたので、ここに追加挿入して頂きたい。

漁業の復活は、河川環境を保全・回復・修復する全ての事業の結果として表れてくるものだ。そういう意味で、漁業は生態系の指標でもある。漁業について、もっと前面に押し出して記述して頂きたい。

漁業については、琵琶湖部会や他の委員からも意見が出されている。どのように位置付けるか、検討させて頂きたい。

- ・毛馬閘門の運用やダム湖の裸地の緑化等について、河川管理者の指針となるような記述が意見書に必要ではないか。

修正案を作成してほしい。その過程でこの章の担当者である榎屋委員と相談して頂き、文案を提出して欲しい。ただ、議論が十分でなかったものや違った意見のあるものについては、判断を任せて頂きたい。

全体に関わる修正について

- ・部会のとりまとめ案においても、「保全」「保存」「回復」の言葉が首尾一貫して使われていない。整理するべきだ。
- ・「生態系」と「自然生態系」が混在している。整理しておく必要がある。
- ・部会とりまとめは、基礎原案の「5.具体的な整備内容」に対する意見であるということを確認すべき。現在のとりまとめ(案)では、基礎原案のどの部分に対する意見なのかのわかりにくい。

基礎原案の「5.具体的な整備内容」の項目に沿って、修正した方が、わかりやすくなるのではないか。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から意見が出された。

- ・10月29日の委員会までに意見書が完成するかどうか、危惧している。各部会のとりまとめの整合性について、十分なチェックをお願いしたい。また、基礎原案では、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する方策がいくつか示されているが、優先順位を明確にすべき。中でも、丹生ダムによる流入水量の確保は優先順位が低いのではないか。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。